

2月23日は「税理士記念日」

こんなとき、どうしたら？ 税理士さんに聞いてみよう！

お気軽にお電話してください。

無料でんわ 相談室



TEL 078-252-5800

TEL 0797-32-5050

TEL 079-422-1015

※上記の電話番号は21日(木)・22日(金)のみの対応となります。
それ以降は、つながりませんので、ご了承ください。

近畿税理士会 兵庫県第1支部連合会

インターネットで電子申告(e-Tax)。
申告相談は、税理士へ。

芦屋支部

灘支部

神戸支部

兵庫支部

長田支部

須磨支部

明石支部

加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しいご案内をご覧ください。

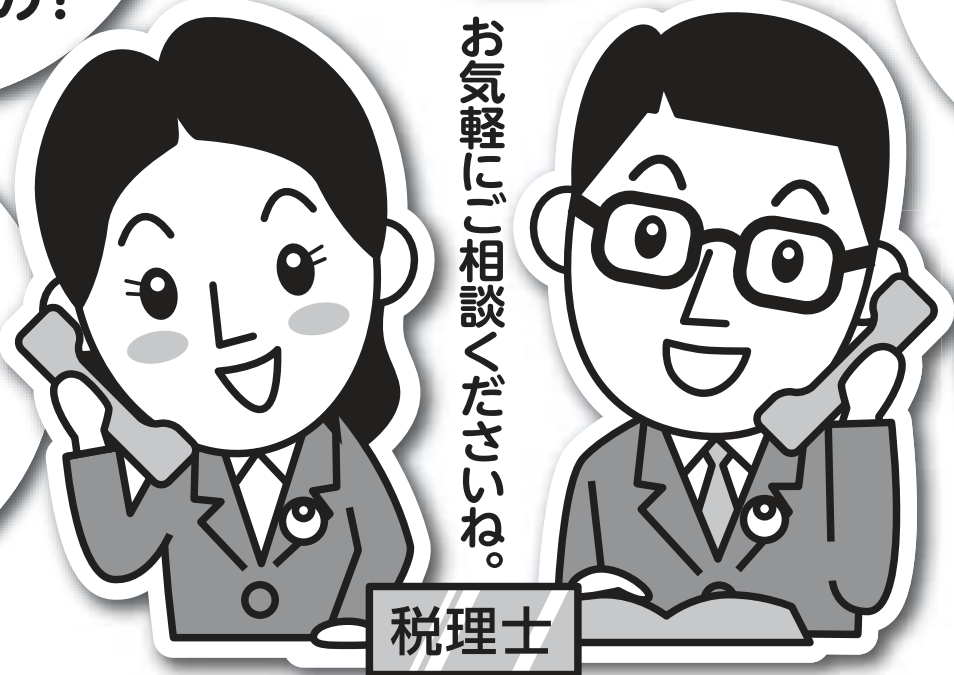
近畿税理士会

検索

<http://www.kinzei.or.jp>

『無料でんわ相談室』にお電話を！
2月21日(木)・22日(金) 午前10時→午後4時

- 消費税の軽減税率制度って何？
- 子どもや孫への贈与税の非課税制度って何？
- 相続税や贈与税はどのような場合にかかるの？
- 配偶者控除・配偶者特別控除って何か変わった？
- 税金に関する相談はどこでできるの？
- 地震や台風等で被災したら申告はどうなるの？
- 年金収入だけですが確定申告は必要ですか？



お気軽にご相談ください。

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税などなど、税に関するどんなご質問にも無料でお答えいたします。お気軽にご相談ください。

税理士は、税務に関するスペシャリストです。

- 税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。
- 信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携行しています。
- 職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。